

CLT等利用促進支援事業実施要領

制定（平成28年 5月12日付け、林第129号）

改正（平成29年 3月29日付け、林第948号）

CLT等利用促進対策事業実施要綱（平成28年5月12日付け、林第129号）（以下「実施要綱」という。）第2の（1）の事業における事業採択基準、事業計画書の作成及び補助金交付の手續等については、以下のとおりとする。

なお、本事業の実施に当たっては、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号。以下「規則」という。）及び岡山県林業振興事業補助金交付要綱（昭和41年12月26日付け林第522号。以下「交付要綱」という。）によるほか、この要領によるものとする。

第1 採択基準

- 事業採択基準は、次に掲げる全ての事項を満たすものとする。ただし、実施要綱第2の（1）の②の事業については、（1）から（4）までの事項を満たすものとする。
- （1）国、県の他の補助事業の対象となっていないこと。
 - （2）公共施設や不特定多数の集客が見込まれる施設等（CLTの需要拡大につながる先駆的な施設等を含む。）を整備するものであること。
 - （3）県内に整備する建築物や工作物又は木製品等であること。ただし、実施要綱第2の（1）の②の事業については、県産材CLTを使用することを確約する場合は、この限りではない。
 - （4）県が実施するCLT利用促進のための普及啓発（施工中の施設見学会及び施工後（完成後）の施設への視察受け入れ等）に協力できること。
 - （5）使用するCLTは、原則として、県産材を活用して製造されたものであること。
 - （6）当事業で整備した施設等の管理は、事業実施主体が主体的に行うこと。

第2 事業計画書

- 1 事業実施主体は、事業計画書（様式2-1又は2-2）を2部作成し、事業計画承認申請書（様式1）を毎年度、別に示す日までに県民局長に提出するものとする。
- 2 県民局長は、提出された事業計画書の内容を審査した上で、別に示す日までに、様式3-1又は3-2に事業計画書を添付し、意見を付して農林水産部長に協議するものとする。
- 3 農林水産部長は、県民局長から協議のあった事業計画の内容について適当と認めるときは、様式4により予算の範囲内で県民局に補助金を配分する。
- 4 上記3の通知を受けた県民局長は、様式5-1又は5-2により事業計画を承認するとともに、農林水産部長から配分された額の範囲内で、事業実施主体に補助金の額の内示を行う。
- 5 承認された事業計画について、林業振興事業補助金交付要綱別表に定める軽微な変更以外の変更に該当する場合は、上記に準じて行うものとする。

第3 事業実施上の留意事項

実施要綱第2の(1)の①の事業の実施に当たっては、次のことに留意すること。

- (1) 事業実施主体は、設計書及び工事仕様書等に「原則として県産材を活用して製造されたCLTを使用すること」を明記するなど、CLTには県産材が使用されるように留意するとともに、納品した製材業者等からCLT納材証明書(様式8)を徴取すること。
- (2) 事業実施主体は、当事業で整備した施設等に、事業名、事業実施主体名及び県産材により製造されたCLTを使用して整備した施設等であることを明記したプレート等を掲示すること。

第4 補助金の交付手続

補助金の交付手続は、交付要綱、規則及び実施要綱に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 事業実施主体は、第2の4の内示があった場合は、補助金の内示額の範囲内で補助金等交付申請書を速やかに県民局長に提出するものとする。
- (2) 県民局長は、補助金等交付申請書の内容を審査し、適当と認められる場合は、補助金の交付を決定し、事業実施主体に通知するものとする。
- (3) 事業実施主体は、補助金の交付決定を受けた後に事業(補助対象事業)に着手するものとし、補助金の交付決定を受ける前に事業に着手してはならない。
- (4) 事業実施主体は、事業が完了したときは、速やかに実績報告書(様式2-1又は2-2)を県民局長に提出するものとする。なお、実施要綱第2の(1)の①については、CLT使用報告書(様式7)及びCLT納材証明書(様式8)を添付するものとする。
- (5) 県民局長は、実績報告書の提出があったときは、現地並びに証拠書類等を審査するものとし、適当と認められた場合には補助金の額を確定して事業実施主体に通知するとともに、事業実績報告書の写しを付して様式6-1又は6-2により農林水産部長に提出するものとする。

第5 帳簿及び証拠書類の保管

補助事業者は、当該事業に係る収入及び支出について帳簿及び証拠書類又は証拠物を事業完了後5年間整理保管しなければならない。

第6 県の事業推進体制

県民局長は、事業の適切かつ円滑な実施を図るため、必要に応じて、事業の計画や実施に当たって事業実施主体に対する助言を行うものとする。

附 則

この要領は、平成28年度事業から適用する。

附 則

この要領は、平成29年度事業から適用する。